

## 一般社団法人日本アレルギー学会 専門医制度研修に関わる措置（内規）

本学会認定教育施設（科ごと認定）は、科と地域に格差があり、施設での研修を受けることが困難な現状がある。専門医制度委員会は、専門医制度規程第 21 条第 3 号の施設認定条件について、研修施設の整備のため、以下の措置を講ずる。

### 〔教育施設認定に関する措置〕

- 1 最も施設の少ない眼科は、専門医資格取得後、勤務先が教育施設の認定条件（専門医制度規程第 21 条第 1 号、第 2 号および第 4 号）を満たしている場合は、即時に（専門医制度規程第 13 条を満たしていなくても）指導医及び教育施設の認定を可能とする。
- 2 耳鼻咽喉科及び皮膚科は、専門医 1 名が勤務し、勤務先が教育施設の認定条件（専門医制度規程第 21 条第 1 号、第 2 号および第 4 号）を満たしている場合は、教育施設認定を可能とする。
- 3 内科及び小児科は、専門医 1 名が勤務し、勤務先が教育施設の認定条件（専門医制度規程第 21 条第 1 号、第 2 号および第 4 号）を満たしている場合は準認定教育施設として認定し、ここでの 3 年の研修を通常の教育施設での研修 2 年分とカウントする。残り 1 年分は集中研修を受ける。3 年未満の場合は、研修期間を 3 分の 2 と換算し、専門医制度規程第 32 条を適用する。準認定教育施設に関する認定の方法、認定の有効期間、認定の更新、資格喪失、処分は教育施設と同様とする。
- 4 上記 1～3 の指導にあたる専門医は、週 1 回以上当該施設に勤務し、非常勤の場合は施設からの勤務証明を要する。

### 〔集中研修に関する申し合わせ〕

- 1 集中研修は講義と臨床実習が望ましいが、困難な場合は座講のみでも可とする。  
ただし、内容はアレルギー専門医の到達目標から診断と治療を中心とした講義内容とし、症例呈示、実技・実際的な診療内容を含むよう企画する。症例は他科にもわかるよう基本的な症例呈示とする。
- 2 教育研修委員会はその地域の指導医を中心に講師を指定できる。
- 3 集中研修は各地区（北部、東部、中部、西部）での実施を目標とするが、まずは可能なところから実施する。
- 4 集中研修実施施設の条件  
各診療科が本学会教育施設である病院、又は 2 科以上が本学会教育施設、又は 1 科でも他科に専門医が勤務していること。

付記：集中研修とは国立病院機構相模原病院臨床研修センター主催の相模原臨床アレルギーセミナーになります。

平成 24 年 4 月 1 日 制定  
令和 2 年 6 月 21 日 一部改正